

平成29年度 智頭町農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 平成29年5月10日(水) 午後2時
2. 開催場所 智頭町役場2階 第1・2会議室
3. 出席委員

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小林 功	出	2	大原 知子	出
3	山本 浩視	出	4	浅見 公昭	出
5	福安 逸雄	出	6	安道 信成	出
7	西尾 修	出	8	山中 眞守	出
9	岡田 功	出	10	岡野 吉勝	出
11	小宮山 晃次	出	12	浮田 博司	出
13	西尾 寿行	出	14	古谷 常吉	欠
15	國岡 美保子	出	16	中澤 一博	出

計 15名

○在任委員の過半数に達したので本会は成立。

4. 欠席委員 14番 古谷 常吉委員

5. 日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案審議

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 非農地等現況証明願の決定について
- (4) 農用地利用集積計画(案)の意見決定について
- (5) 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- (6) 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

第3 報告

- (1) 農地法第5条の規定による許可取消申請について

## 6. 議事録

- 局長 ただいまから平成二十九年度、第二回智頭町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席状況は、席番十四番古谷常吉委員が欠席の為、十六名中十五名出席となりますので総会は成立します。それでは総会に入りたいと思います。  
議事進行について、会長よろしくをお願いします。
- 議長 それでは総会に入ります。総会に入ります前に、議事録署名委員の決定については、議長において十二番浮田博司委員、十三番西尾寿行委員を指名します。これに異議ありませんか。(異議なしの声あり)  
異議なしと認め決定いたします。  
それでは議事に入ります。議案第一号、農地法第三条の規定による許可申請について  
農地法第三条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。  
平成二十九年五月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功  
番号一番について事務局の説明をお願いします。
- 局長 議案第一号をご覧ください。番号一番を説明いたします。  
本件は、農地の有償所有権移転に係る農地法第三条に基づく許可申請です。  
譲渡人は千葉県在住の〇〇〇〇さん、譲受人は鳥取市在住の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字大呂地内にある田二筆、畑二筆で合計六百九十四平方メートルです。申請事由は、譲渡人の経営規模縮小、譲受人の経営規模拡大のため、申請の農地を譲り受けて耕作するものであります。  
本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。  
まず、申請者は正当な権利者か住所が異なっていないかですが、登記簿謄本で確認したところ、問題はありません。  
次に、当該農地を効率的に利用することができるかについてですが、農機具の装備・農作業に従事する者の数等ですが、譲受人、妻共に十二年の農作業経験もあり、必要な農機具は所有されていますので効率的に利用されるものと思います。  
次に農業生産法人以外の法人が権利を取得しようとする場合に例外規定で  
一 取得後においてその農地等を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約に付されているか。  
二 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営が行われると見込まれるか。

三 権利を取得しようとする者が法人である場合、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められるか。

については法人でないので該当しません。

次に信託の引き受けにより権利を取得する場合は許可されないことになっていますが、この場合該当しません。

次に、権利を取得する者が取得後において耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかですが、年間百五十日以上に必要な農作業に従事すると認められます。

次に権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が五十アールに達しているかどうかですが、当管内の下限面積は十アールで、今回譲渡を受ける農地も含め面積が合計五十三アールに達していますので問題ありません。

次に所有権以外の権限に基づいてその土地を貸付、又は質入れをする場合ではないかについては該当しません。

次に農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないかですが、これまでも譲受人が管理をしていた為、周辺農業に支障を生ずるおそれはないと思われま

す。申請年月日は平成二十九年四月十七日、事務局は同日受付になっております。位置については、一から四ページです。

地区担当の席番十一番小宮山晃次委員に調査結果の報告をお願いいたします。

小宮山委員 調査結果の報告をします。五月八日、譲受人と現地を確認しました。譲渡人は長年千葉県に居住されており、いどこである譲受人に長年管理を任せておられたようです。譲渡人も高齢になっており、譲受人は春から秋にかけて毎日のように農地へ通い耕作しているようですので、農地を有効的に利用しており何も問題ないと思われ

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありますか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第二号、農地法第四条第一項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第四条第一項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めるものであります。

それでは、番号一につきまして事務局の説明を求めます。

局長 議案第二号番号一を説明します。

本件は、農地法第四条第一項の申請で、自ら所有する農地へ墓地を新設する為の転用です。それでは、県知

事に送付する意見書に沿って説明します。申請人は大字三田の〇〇〇〇さんです。申請地は大字三田の畑一筆で、四十三平方メートルです。智頭町は、線引きしておりませんので市街化区域でも市街化調整区域でもない、その他の区域になります。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

農地の区分と転用目的については、転用区分は第二種農地と判断されます。転用目的は、既存の墓地が山中にあり、高齢に伴い管理及び墓参りが困難となった為、住居近くの所有農地への移転・新設を希望するものです。区分と転用目的については適当であると考えます。

資力および信用については、必要な資金についての資金証明書類の提出がされている為問題ないと考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可できないことになってはいますが、該当しないと考えます。

許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになってはいますが、既存の墓地に不便を生じている為該当しないと考えます。

申請に係る事業の施行に関して、行政庁の免許・許可・認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと、また処分の見込みがない場合は許可しないことになってはいますが、墓地経営に関する事前指導通知の提出もあり、問題ないと考えます。

申請に係る農地と一体として、申請に係る事業の目的に供する土地を使用する見込みがない場合は許可しないことになってはいますが、この場合該当しないものと考えます。

申請に係る農地の面積が申請の目的から見て適当と認められない場合は許可しないことになってはいますが、適当な面積であり該当しないものと考えます。

申請に係る事業が工事・住宅・その他の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになってはいますが、本件は造成のみを目的としていないので、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになってはいますが、営農条件への支障はなく、集団農地を分断することはないなどから、該当しないと考えます。

被害防除については、すみやかに対処することとしており影響はないものと考えます。

申請年月日は平成二十九年四月十八日、事務局は同日受付になっております。位置図については、五から十五ページです。

地区担当の八番山中委員に調査結果の報告をお願いします。

山中委員

四月末日、申請者と母親と現地で会いました。現在の墓地は住居より五百メートル離れている為、今回の申

請に至ったようです。事務局の説明のとおり、適当であると考えます。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第三号非農地等現況証明願いの決定について。

非農地等現況証明願いを下記のとおり受理したので、決議を求めるものです。

番号一について事務局の説明をお願いします。

局長 それでは番号一を説明いたします。

非農地等現況証明願いの決定についてです。申請人は、千葉県在住の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字大呂の田、畑、原野各一筆で、合計九十七．九一平方メートルです。農地でなくなった理由は、いずれも耕作不適により農地として十年以上耕作しておらず、農地として復元できない為です。申請年月日は平成二十九年四月十七日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地

二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地

三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地

四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっております。現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっております。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地及び、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると思います。

位置図については、十六ページから二十ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の十一番小宮山委員から報告をお願いします。

小宮山委員 調査結果を報告します。五月八日、管理を任せてある申請者のいどこに案内をして頂きました。一九二番三については既に公衆用道路になっており、二一四番一については石だらけで農地としては使えません。非農地として問題ないと思われます。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)  
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)  
全員賛成と認め原案のとおり決定します。

局長 続きまして、番号二について事務局の説明をお願いします。

局長 それでは番号二を説明いたします。非農地等現況証明願の決定についてです。申請人は、大字野原の〇〇〇〇代表相続人〇〇〇〇さんです。申請地は、大字大背の田一筆、畑一筆で合計千七百四十七平方メートルです。農地でなくなった理由は、旧那岐小学校用地として平成六年工事着手。平成二十四年小学校統合後も、社会体育事業のほか地域自治事業の拠点として活用しており、現在に至っております。申請年月日は平成二十九年四月十七日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっております。現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっております。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当すると考えます。

位置図については、二十一ページから二十四ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の十番岡野委員から報告をお願いします。

岡野委員 調査結果を報告します。四月十七日、申請人に会いました。事務局の説明にあったように、小学校のグラウ

ンドであった場所です。とても田に復元できません。非農地として問題ないです。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)  
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)  
全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第四号、農用地利用集積計画書(案)の意見決定について  
智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので意見を求める。

平成二十九年五月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功  
事務局の説明をお願いします。

局長 議案第四号をご覧ください。

智頭町長より平成二十九年四月二十四日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。新規の利用権設定の計画が五筆です。面積は、合計千百十平方メートルです。

(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第十八条第三項の要件である、

一、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、

二、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること、

三、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、

イ、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うこと、

ロ、その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること、

四、対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること、共有の土地については二分の一を超える同意があること、

の要件を満たしております。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)  
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)  
異議なしと認め原案の通り決定します。

続きまして議案第五号、平成二十八年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について平成二十八年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を作成したので決議を求める。  
平成二十九年五月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功  
事務局の説明をお願いします。

局長

議案第五号をご覧ください。

「平成二十八年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」をご覧ください。平成二十八年度の目標及び活動の点検・評価について、平成二十九年三月三十一日から平成二十九年四月三十日まで、智頭町役場ホームページにて意見募集を行いました。募集方法は、農業委員会へ郵送、持参、ファクシミリ、Eメールです。その結果意見はありませんでした。この決定をもって農林水産省へ報告していきます。

議長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)  
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)  
異議なしと認め原案の通り決定します。

続きまして議案第六号、平成二十九年度の目標及びその達成に向けた活動計画について平成二十九年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成したので決議を求める。  
平成二十九年五月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功  
事務局の説明をお願いします。

局長

議案第六号をご覧ください。

「平成二十九年度の目標及びその達成に向けた活動計画」をご覧ください。この決定をもって農林水産省へ報告していきます。

議長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)  
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)  
異議なしと認め原案の通り決定します。  
本日の提出案件はすべて終了しました。  
続いて報告事項に移ります。

(一) 農地法第五条の規定による許可取消申請について

農地法第五条の規定による許可取消申請を下記のとおり受理したので報告する。  
平成二十九年五月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功  
事務局に説明をお願いします。

局長

報告(一)をご覧ください。農地法第五条の規定による許可取消申請を一件受理しました。これは、農地法第五条第一項の規定による一時転用の許可取消申請です。



(報告書に基づき、個別の内容説明)

議長 農地法第五条の規定による許可取消申請の報告が終わりました。  
報告(一)について、ご質問、ご意見等はございませんか。(ありませんの声)  
質問、意見等ないようです。これらは、報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。  
以上で、本日の提出案件はすべて終了します。  
その他について、事務局に説明をお願いします。

局長 その他について説明いたします。  
・農業委員・推進委員公募状況について  
・六月合同農地パトロールについて

議長 以上をもちまして、平成二十九年度第二回総会を閉会いたします。  
事務局 ありがとうございました。  
次回総会は、六月九日金曜日です。午後二時より智頭町総合センター三階、中会議室を予定しています。

平成二十九年五月十日

会 長 小 林 功